

行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、
すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：2024年12月21日～2027年12月20日までの3年間

2. 内容

目標1

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

- ・男性社員…取得率を60%以上にする
- ・女性社員…取得率を90%以上にする

対策

- 2025年1月～ 社員ニーズの把握、検討開始。
- 2025年1月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討。
(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など)実施。
- 2025年4月～ 育児休業取得制度に関する説明会を実施し、取得促進を図る。

目標2

妊娠中および出産後の労働者の健康管理や相談窓口を設置する。

対策

- 2024年12月～ 妊娠中および出産後の労働者向けの健康管理について
相談窓口を人事総務部内に設置し、周知する。

目標3

不妊治療を受ける労働者に配慮した措置を実施する。

対策

- 2025年4月～ 不妊治療に関する社内アンケートを実施し、ニーズを把握する。
- 2025年7月～ 不妊治療と仕事の両立を支援するため、柔軟な勤務制度
(時差出勤、短時間勤務制度等)の導入を検討する。
- 2026年1月～ 制度を導入し、必要に応じて運用を見直しながら労働者の支援を強化する。